



私たちに できること。

オゾン層を守り、地球温暖化を防ぐために、
私たちが普段から取り組めることがあります。

フロン類を使用した製品の取扱いに注意しましょう

家庭や職場にはフロン類が使われている機器等が多数あります。機器を壊してフロン類を漏らしたり、点検・整備のときに不用意にフロン類を漏らさないよう、注意して取扱いましょう。

※業務用のフロン類使用機器（冷凍・冷蔵・空調機器、自動販売機）などには、フロン類が使われている旨の表示があり、みだりにフロン類を漏らすとフロン回収・破壊法により罰せられることがあります。

機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏洩防止に努めましょう。

機器の管理の仕方によっては、使用中に少しずつ冷媒のフロン類が漏れている可能性があります。エアコンやカーエアコンなどの効が悪くなった場合に、単にフロン類を補充するだけでなく、機器からフロン類が漏れてないか、信頼できる専門業者によく点検、修理してもらいましょう。


特に、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器には多量のフロン類が入っている場合がありますので、日頃から漏れがないように管理することが重要です。

ノンフロン製品を選びましょう

フロン類を使わない（ノンフロン）製品を選ぶようにしましょう。製品を購入するときにフロンを使っていないものを選ばないか、よく考えてみましょう。

ノンフロンマーク

右のマークは、ノンフロン製品の目印です。なお、ノンフロン製品に利用されるガスは、可燃性のもや高圧である場合がありますので、適切な管理の下で使用するように気をつけましょう。



明日のために、ノンフロン。

冷蔵庫を買うとき

家庭用冷蔵庫では、ノンフロンの機種が普及しています。



住宅やビル等を建築・改築するとき

フロン類を使わずに作られた断熱ボードやフロン類を使わない吹付け断熱材があります。（JIS規格のA種）



業務用の冷凍・冷蔵・空調機器・自動販売機を買うとき

機種、用途によっては、ノンフロンのものがあります。



ダストブロワー（ほこり取りスプレー）を買うとき

ノンフロン製品が販売されています。



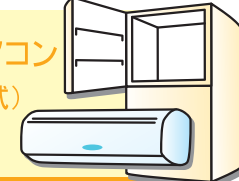
フロン類の回収を確実に行きましょう

特定のフロン類使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。機器の種類により、家庭用エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯乾燥機（ヒートポンプ式）は家電リサイクル法、カーエアコン（自動車を廃棄するとき）は自動車リサイクル法、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器はフロン回収・破壊法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには、フロン類が大気中に放出されないよう、適切に回収して処理しなくてはなりません。特に、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体するとき、建物に据え付けられた冷蔵・冷凍機器や空調機器からフロン類が漏出するおそれがありますので、工事業者とよく相談して、フロン類回収を確実に実施してください。



フロン類の回収って、どうすればいいの？

家庭用の冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯乾燥機（ヒートポンプ式）を廃棄するとき



『家電リサイクル法』に基づいて回収されます

製品を購入した小売店、新たに購入しようとしている小売店等に、**引取り**を依頼しましょう。

引き渡すときに、**収集・運搬料金とリサイクル料金**を支払います。
※収集・運搬料金は小売店等により異なります。
※リサイクル料金は製品ごとに異なります。

リサイクル料金を支払ったら、小売店等に「**家電リサイクル券排出者控え**」を発行してもらいましょう。
家電リサイクル券の「管理票番号」からホームページでリサイクルの状況を確認できます。

フロン類 回収され、破壊またはリサイクルされます

鉄、アルミなど 資源としてリサイクルされます

自動車を廃棄するとき



『自動車リサイクル法』に基づいて回収されます

都道府県・保健所設置市の登録を受けた**引取業者**（ディーラーや整備業者など）へ**引き渡し**しましょう。

リサイクル料金を支払います。
※リサイクル料金は製品ごとに異なります。

支払うのはいつ、誰に？

※ 新車を購入する場合は	購入時に	新車ディーラーへ
※ 今後引き続き使用する場合は	車検前までに	運輸支局窓口へ整備業者へ
車検前に廃車する場合は	廃車時に	引取業者へ

※この場合、廃車時に支払う必要はありません。

フロン類 回収され、破壊またはリサイクルされます

鉄、アルミなど 資源としてリサイクルされます

業務用の冷凍空調機器を整備・廃棄するとき

『フロン回収・破壊法』に基づいて回収されます

- ・業務用エアコン
- ・冷蔵用・冷凍用ショーケース
- ・業務用冷凍冷蔵庫
- ・輸送用冷凍ユニット
などの廃棄を行う方は...

- ・都道府県知事の登録を受けた回収業者へ**フロン類の回収**を依頼しましょう。
- ・回収してもらうときには、
①法律に基づく**回収依頼書**又は**委託確認書**を交付しましょう（機器の廃棄に伴う回収に限りません）。
②フロン類の**回収・運搬・破壊**にかかる料金を支払います。

